# 第2期岐阜市地域福祉推進計画

【令和2年度~6年度】

(最終案)

岐阜市·岐阜市社会福祉協議会

## 第2期岐阜市地域福祉推進計画(最終案) 目次

第1	. 草  はしめにP1
1	計画策定の背景P1
2	計画の位置づけP2
3	計画策定の目的······P3
第2	章 岐阜市の地域福祉を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	データからみる岐阜市の現状と課題P5
	(1)人口の推移と推計
	(2)世帯
	(3)子どもや子育て家庭の状況
	(4)障がいのある人の状況
	(5)高齢者の状況
	(6)財政の状況
	アンケートからみる岐阜市の現状と課題P10
3	団体ヒアリングからみる岐阜市の現状と課題P16
4	ワークショップからみる岐阜市の現状と課題P18
第3	章 計画の基本的な考え方······P21
1	基本理念P21
2	基本的な考え方P22
3	施策体系······P22
第4	章 施策事業······P23
1	施策の展開······P23
2	1つめの柱 「人」づくりP24
	(1)施策1一①:知るから始まる人づくり
	(2)施策1一②:地域福祉を担う人財づくり
	(3) 施策1-③:地域組織・市民団体への活動支援
3	2つめの柱 「場」づくりP30
	(1)施策2一①:孤立を防ぐ場づくり
	(2)施策2一②:生きる力を育む場づくり
	(3) 施策2-③:人の交流・つながる場づくり
4	3 つめの柱 「体制」づくりP36
	(1)施策3-①:身近な相談窓口の充実
	(2)施策3一②:困りごとに対応する体制づくり
	(3)施策3一③:災害時など緊急時の助け合いの体制づくり

第5	章 重点施策·······P42
1	重点施策······P42
2	重点項目······P43
	(1)総合的な相談体制の構築
	(2)(仮称)岐阜市成年後見センターの設置
	(3)社会福祉法人連携・協働の基盤づくり
	(4)担い手の育成と発掘
3	重点施策の目指す姿P51
第6	章 計画の進捗管理······P52
1	進捗管理の考え方P53
2	進捗管理体制P53
3	成果指標······P54
	(1)1つめの柱 「人」づくり
	(2) 2つめの柱 「場」づくり
	(3)3つめの柱 「体制」づくり
	(4)重点項目(1)
	(5)重点項目(2)
	(6)重点項目(3)
	(7)重点項目(4)

## 第 1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

岐阜市(以下「市」という。)及び岐阜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、5年ごとに、岐阜市地域福祉計画(第1期:平成16年度~20年度、第2期:平成21年度~25年度、平成26年度計画)及び岐阜市地域福祉活動計画(第1次:平成17年度~21年度、第2次:平成22年度~26年度)をそれぞれに策定し、各役割において地域福祉を推進してきました。

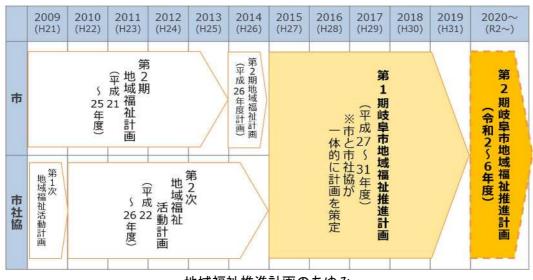
これまでも、市と市社協は、地域福祉という視点は同一であることから、相互に連携を図り地域 福祉を推進してきました。

こうした中、第1期岐阜市地域福祉推進計画(第3期岐阜市地域福祉計画・第3次岐阜市地域福祉活動計画:平成27年度~平成31年度)では、計画の策定時期が異なることや各々に検討組織を運営していることから、これまでの計画のあり方を見直し、市と市社協で一体的に基礎調査を実施し、計画を策定しました。

その結果、計画の進行管理指標に設定した数値目標を全て達成し、互いに支え合うことができる まちづくりを推し進めてきたところです。

特に、数値目標の一つとなる地区地域福祉活動計画の策定では、地域の課題を地域住民が共有し、 その解決手法を地域住民が考える仕組みの可視化により、誰もが地域の課題を知ることができることとしました。また、地域包括支援センターが実施する協議体の場で、誰もがその課題に取り組むことができる環境、すなわち、地域の課題は地域で解決する素地が整いつつあります。

この地域住民が主役となって培ってきた素地を、より強固なものとするため、また、8050 問題など社会環境を踏まえた個別の課題にも向き合う体制の整備を進めていくことで、誰もが、いつまでも住み慣れた地域で、安心して住み続けられる地域を目指し、ここに、第2 期岐阜市地域福祉推進計画(第4 期岐阜市地域福祉計画・第4 次岐阜市地域福祉活動計画:令和2年度~令和6年度)を策定します。



地域福祉推進計画のあゆみ

### 2 計画の位置づけ

本計画は、現在、国をあげて取り組む SDGs(=Sustainable Development Goals)に掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すとともに、本市が策定している総合的な方針である「ぎふし未来地図」と方向性を一にし、「高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「健康基本計画」などに共通して取り組むべき事項を、個別計画との整合性や連携を図るとともに、社会福祉法(以下「法」という。)第4条に規定する地域福祉の推進を明確にすることにより、地域福祉を推進する担い手として地域住民が地域福祉の推進に取り組むことができるよう目指すべき方向性を示すものです。

また、法第 107 条の規定に基づき、福祉分野の計画における共通事項を盛り込むことで、福祉分野の計画の上位計画として位置付けられています。

さらに、平成 29 年度の法改正により、市町村地域福祉計画策定の努力義務化と合わせて示された 市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の 計画について、地域福祉計画にも位置づけるなど、地域福祉計画の積極的な活用が明記されており、 本計画では、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度の利 用の促進に関する法律(平成 28 年(2016 年)5 月施行))」及び「地方再犯防止推進計画(再犯の防 止等の推進に関する法律(平成 28 年(2016 年)12 月施行))」を包含するものとします。

#### 社会福祉法 第4条(地域福祉の推進)【抜粋】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その 他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

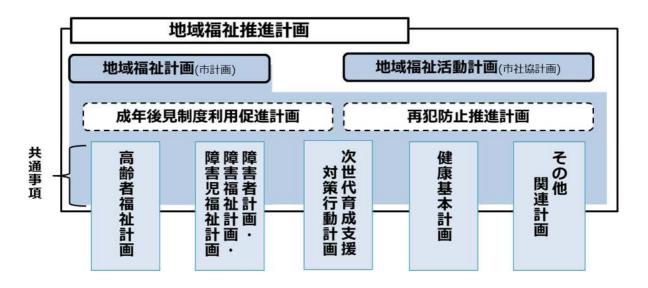
#### 社会福祉法 第107条(市町村地域福祉計画)【抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン(平成 29 年 12 月 12 日厚生労働省通知)【抜粋】

○地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の計画について、地域福祉計画にも位置づけるなど、地域 福祉計画の積極的な活用。



地域福祉推進計画の位置づけ

## 3 計画策定の目的

近年、高齢化や単身世帯の増加による社会的孤立など、人々が暮らしていくうえでの課題は、福祉や健康、年金など様々な分野にわたるものとなっております。また、個人や世帯が抱えている課題も複数の分野にまたがるなど複雑化しています。

例えば、高齢の親とその子の生活が問題となる 8050 問題や介護と育児に同時に直面するダブルケア、高齢者の介護を高齢者が行う老老介護の問題など、解決が困難な問題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、対象者別・機能別に整備されてはいるものの、単一の制度のみでは解決が困難で、問題解決には、世帯として捉える必要があることから、関係する部署や関係機関が有機的につながり、複合的に支援していくことが求められています。

一方、少子高齢・人口減少が国及び地域にもたらす大きな問題は、国全体の経済・社会の存続の 危機に直面するものであり、人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域 の活力や地域社会の継続性を脅かすことが懸念されています。

人口構造の推移によると、今後も、少子高齢・人口減少はさらに進み、社会の活力をどのように 維持するかが社会保障改革においても大きな問題となっています。

これらの社会環境の変化を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まっており個人や世帯が孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなど、問題が深刻化することも懸念されます。

こうしたことを踏まえ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

このような人々の暮らしの変化や社会環境の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域社会の実現に向けた体制の整備が求められています。

こうした中、地域福祉推進計画は、福祉分野の上位計画となる福祉マスタープランとして、総合的な福祉施策の推進及び地域ごとの生活課題に根差した福祉の実現、さらには、住民参加による福祉のまちづくりを地域の中で、ボランティアや市民活動団体などの市民、行政、民間事業者、社会福祉協議会、NPO法人を含めた事業者が協働してネットワークを築くとともに、地域住民が様々な自主的活動に参画できる環境づくりを支援し、「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会」の創造を目的とします。

また、地域の身近なところで総合的に福祉課題を解決できるよう、サービスの適切な利用に結び付けられる体制の整備を以下の5つの視点から目指していきます。

#### 1.地域の個別性尊重の視点

- ・日常暮らしている身近な生活圏域での福祉を重視すること。
- 2. 利用者主体の視点
  - ・福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。 また、認知症高齢者や知的障がいのある人をはじめとした社会的弱者の権利擁護が維持されること。
- 3. ネットワーク化の視点
  - ・福祉と保健・医療の総合化や多様なサービス提供者間のネットワーク化により、 福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること。
- 4. 公民協働の視点
  - ・協働のまちづくり指針の考え方に基づき、行政と民間事業者、NPO法人や地域住民の役割 分担を踏まえ、地域福祉の実現にあたること。
- 5. 住民参加の視点
  - ・地域福祉の実現にあたり、可能な限り住民参加を取り入れること。

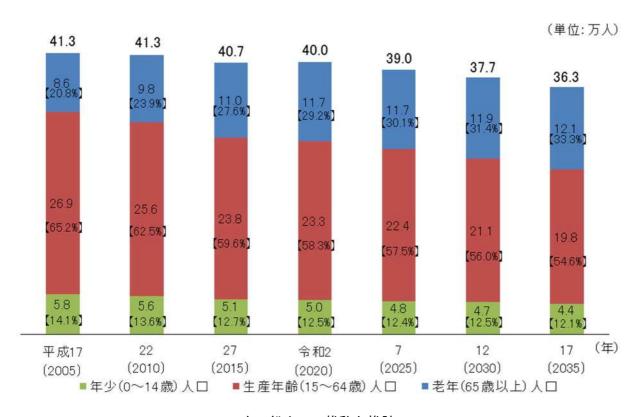
## 第2章

## 岐阜市の地域福祉を取り巻く 現状と課題

## 1 データからみる岐阜市の現状と課題

### (1) 人口の推移と推計

・ 本市における令和 17 年の総人口は、平成 27 年と比較して 4.4 万人減の 36.3 万人になると推計しています。また、0 歳から 14 歳以下の年少人口が減少する一方、65 歳以上の老年人口の増加により、高齢化率が 27.6%から 33.3%に上昇し、平成 27 年時点で約 4 人に 1 人が高齢者となる状況から令和 17 年には約 3 人に 1 人が高齢者となり、今後は、少子高齢化がさらに加速していく見込みです。

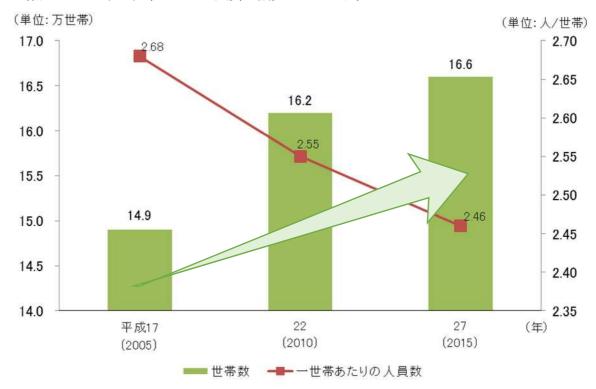


### 市の総人口の推移と推計

資料:国勢調査(令和 2(2020)年以降は岐阜市推計、平成 17(2005)年は旧柳津町を含む。) ※総人口は年齢不詳を含む、割合は年齢不詳を除いて算出

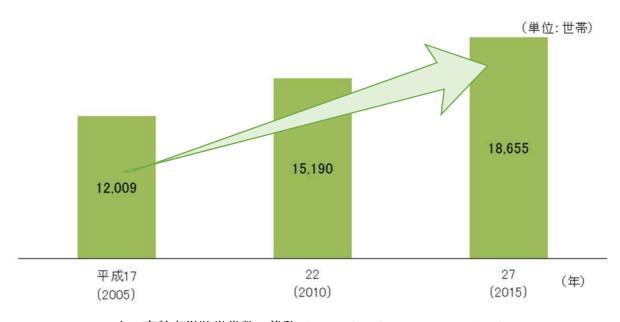
## (2) 世帯

・ 平成 17 年と平成 27 年の比較によると、人口は 6 千人減 (P.5(1)参照) となっていますが、世帯数は増加しており、1 世帯あたりの人員は減少しています。



市の世帯数と1人あたりの人員の推移(平成17(2005)年は旧柳津町を含む。) 資料:岐阜市住民基本台帳

・ 高齢者の単独世帯は、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、約 1.5 倍に増加しています。



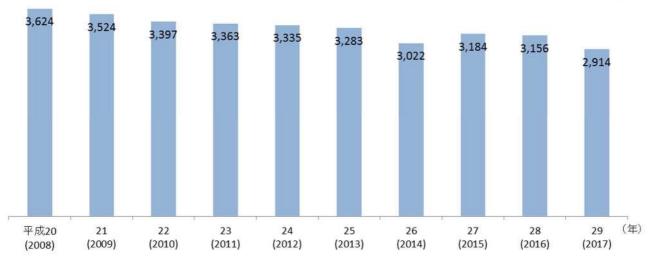
市の高齢者単独世帯数の推移(平成17(2005)年は旧柳津町を含む。)

資料:国勢調査

## (3) 子どもや子育て家庭の状況

・ 出生数は、年々減少傾向にあり、平成29年に初めて3千人を割り込み、2,914人となりました。

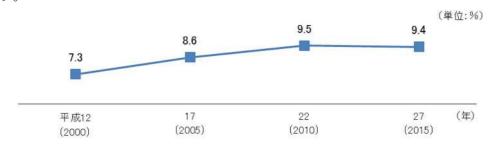
(単位:人)



市の出生数の推移

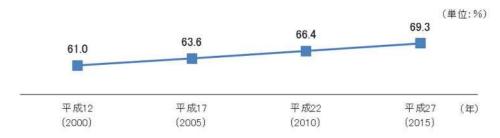
資料:岐阜市衛生年報

・ 18 歳未満の子どもがいる世帯類型の中での「ひとり親と子ども」の世帯割合は、年々上昇傾向にあります。



市の「ひとり親と子ども」世帯の割合の推移(平成 17(2005)年以前は旧柳津町を含む。) 資料: 国勢調査

・ 18 歳未満の子どもがいる世帯類型の中での「夫婦と子ども」の世帯の割合も年々上昇傾向にあり、 核家族化が進んでいます。



市の「夫婦と子ども」世帯の割合の推移(平成 17(2005)年以前は旧柳津町を含む。) 資料: 国勢調査

## (4) 障がいのある人の状況

・ 障害者手帳等(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)所持者数は、年々増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 20 年から平成 30 年の 10 年間で、2 倍以上に増加しています。



市の障害者手帳等所持者数の推移

資料:岐阜市集計(各年3月末の統計値)

・ 岐阜市を含む岐阜圏域(岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡)

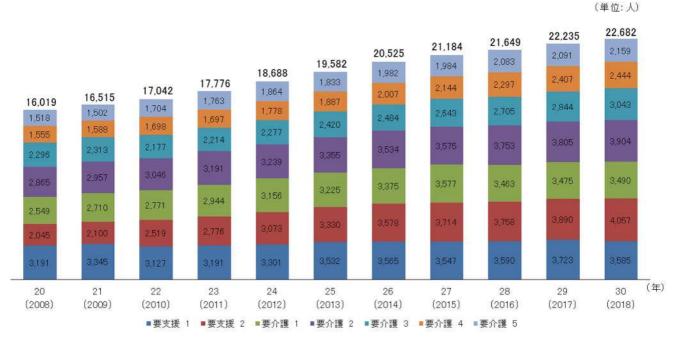


岐阜圏域の障害者雇用率の推移

資料:岐阜公共職業安定所(各年6月1日現在)

### (5) 高齢者の状況

・ 要支援・要介護認定者数は、年々増加しています。平成 20 年から平成 30 年の 10 年間で、約 1.4 倍に増加しています。

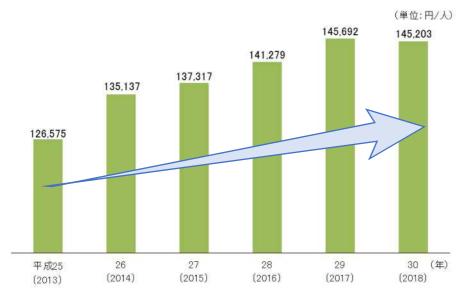


市の要支援・要介護認定者数の推移

資料:介護保険課資料(※各年10月末の統計値)

## (6) 財政の状況

・ 一般会計の歳出における市民一人あたりの民生費(高齢者や障がいのある人、子どもへの福祉、 生活保護等にかかる経費)は、増加傾向にあります。



市民一人あたりの民生費の推移

資料:岐阜市決算

## 2 アンケートからみる岐阜市の現状と課題

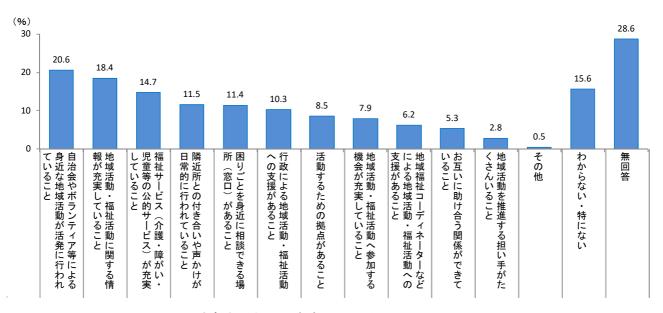
### ■アンケートの概要

・ 本アンケートは、福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の意見・要望等を把握し、本計画 策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

	市民	事業所	社協支部長·主事
調査期間	平成 30 年 7 月 26 日~8	月 9 日	平成 30 年 7 月 25 日~8 月 8 日
調査対象	市民(20 歳以上) 2,000 名	事業所・NPO 法人 400 事業所	社協支部長・主事
回答数 (回答率)	835 (41.8%)	232(58.0%)	97 (100%)
調査方法	郵送配付・回収		

### ■アンケート結果(主なものを抜粋)

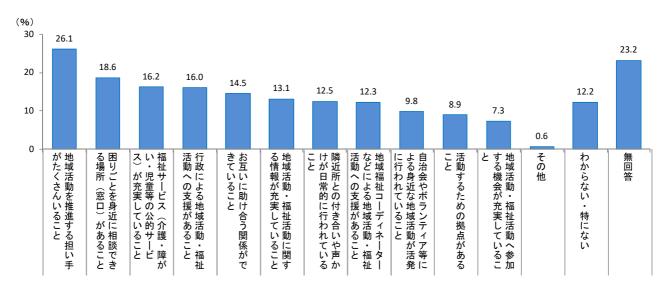
- (1) 岐阜市において充実していると思われるもの(市民アンケート)※選択は3つまで
  - ・ 岐阜市の地域福祉において充実していることは、「自治会やボランティア等による身近な地域 活動が活発に行われていること」が 20.6%と最も高くなっています。次いで、「地域活動・福祉 活動に関する情報が充実していること」(18.4%) となっています。



岐阜市において充実していることについて

### (2) 岐阜市において不足していると思われるもの(市民アンケート) ※選択は3つまで

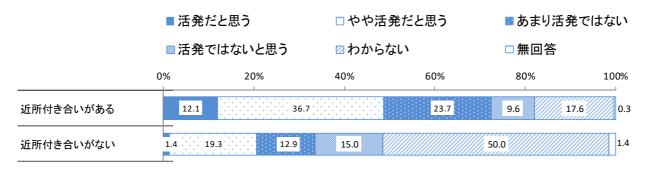
・ 岐阜市の地域福祉において不足していることは、「地域活動を推進する担い手がたくさんいること」が 26.1%と最も高くなっています。次いで、「困りごとを身近に相談できる場所(窓口) があること」(18.6%)、「福祉サービス(介護・障がい・児童等の公的サービス)が充実していること」(16.2%)となっています。



岐阜市において不足していることについて

#### (3) 今後の地域活動への参加希望【近所づきあいの有無別】(市民アンケート) ※選択は1つ

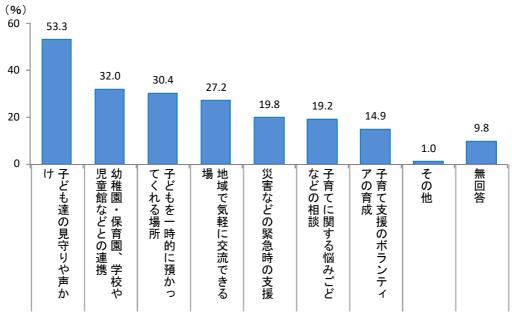
・ 近所付き合いの有無別に地域社会の行事や活動についてみると、「近所付き合いがある」では「活発だと思う」と「やや活発だと思う」の合計が 48.8%と約 5 割となっていますが、「近所付き合いがない」では 20.7%となっています。



近所づきあいの有無における今後の地域活動への参加希望について

### (4)地域で子どもや子育て世帯を見守るために必要なこと(市民アンケート)※選択は3つまで

・ 子どもや子育て世帯を見守るために必要なことは、「子ども達の見守りや声かけ」が 53.3%と 最も高くなっています。次いで、「幼稚園・保育園、学校や児童館などとの連携」(32.0%)、「子 どもを一時的に預かってくれる場所」(30.4%) となっています。

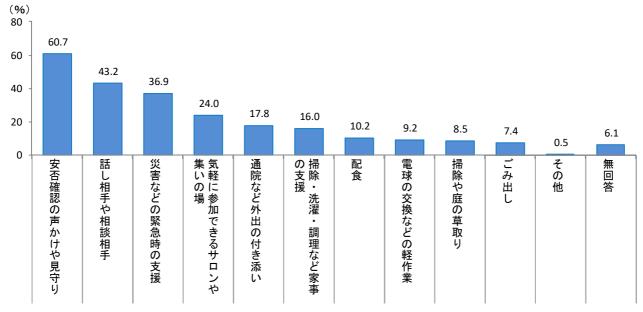


子どもや子育て世帯を見守るために必要なことについて

#### (5) 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な手助け(市民アンケート)

※選択は3つまで

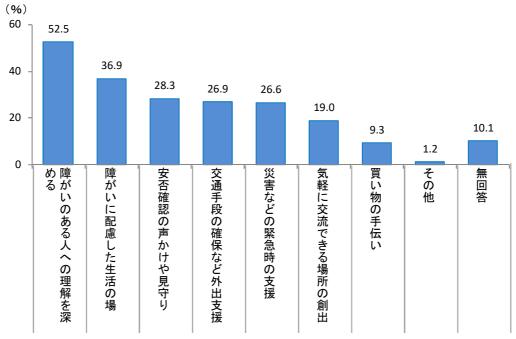
・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために必要な手助けは、「安否確認の声かけや見守り」が60.7%と最も高くなっています。次いで、「話し相手や相談相手」(43.2%)、「災害などの緊急時の支援」(36.9%)となっています。



高齢者への必要な手助けについて

### (6) 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な手助け(市民アンケート) ※選択は3つまで

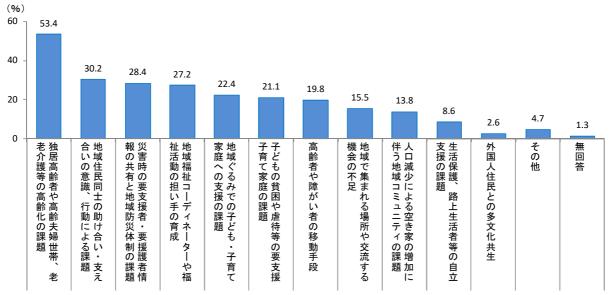
・ 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けていくために必要な手助けは、「障がいのある 人への理解を深める」が52.5%と最も高くなっています。次いで、「障がいに配慮した生活の場」 (36.9%)、「安否確認の声かけや見守り」(28.3%)となっています。



障がいのある人への必要な手助けについて

### (7)事業所と行政が協働で優先的に取り組むべき課題(事業所アンケート)<br/> ※選択は3つまで

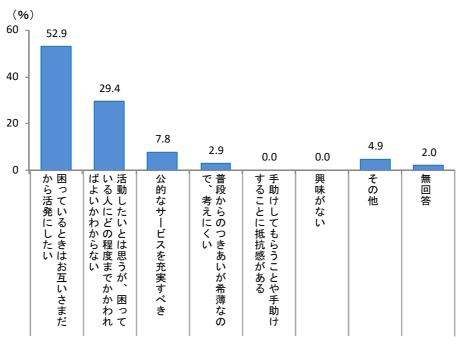
・ 事業者と行政が協働で優先的に解決すべき課題は、「独居高齢者や高齢夫婦世帯、老老介護等の高齢化の課題」が 53.4%と最も高くなっています。次いで、「地域住民同士の助け合い・支え合いの意識、行動による課題」(30.2%)、「災害時の要支援者・要援護者情報の共有と地域防災体制の課題」(28.4%)となっています。



事業所と行政が協働で取り組むべき課題について

### (8)地域での助け合いや支え合いの活動(社協支部アンケート)※選択は1つ

地域での助け合いや支え合いの活動は、「困っているときはお互いさまだから活発にしたい」 が 52.9%と最も高くなっています。次いで、「活動したいとは思うが、困っている人にどの程度 までかかわればよいかわからない | (29.4%) となっています。

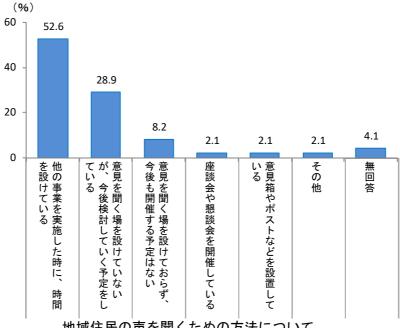


地域での助け合いや支え合いの活動について

### (9) 福祉や地域について幅広く地域住民の声を聞くための方法(社協支部アンケート)

※選択は1つ

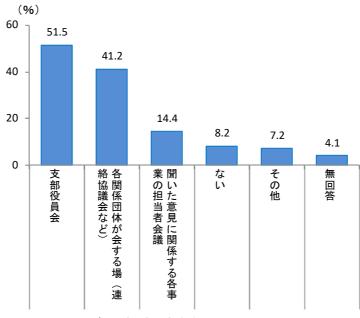
福祉や地域について幅広く地域住民の声を聞くための方法は、「他の事業を実施した時に、時 間を設けている」が52.6%と最も高くなっています。次いで、「意見を聞く場を設けていないが、 今後検討していく予定をしている」(28.9%)となっています。



地域住民の声を聞くための方法について

### (10) 地域住民から聞いた意見を話し合う場(社協支部アンケート) ※複数選択

・ 地域住民から聞いた意見を話し合う場は、「支部役員会」が 51.5%と最も高くなっています。 次いで、「各関係団体が会する場(連絡協議会など)」(41.2%)となっています。



意見を話し合う場について

## 3 団体ヒアリングからみる岐阜市の現状と課題

### ■団体ヒアリングの概要

・ 本ヒアリングは、福祉に関係する団体等の意見・要望等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

実施期間	平成30年7月~令和元年7月
実施団体	<ul> <li>・岐阜市地域包括支援センター(機能強化型含む)</li> <li>・岐阜市基幹相談支援サテライト</li> <li>・岐阜市民生委員・児童委員協議会</li> <li>・(身体・知的)障害者相談員</li> <li>・特定非営利活動法人あけぼの会</li> <li>・市社協支部</li> <li>・岐阜山県保護区保護司会</li> <li>・岐阜県保護司会連合会</li> <li>・更生保護法人岐阜県更生保護事業協会</li> <li>・岐阜市更生保護女性会</li> <li>・法務省岐阜保護観察所</li> <li>・岐阜県弁護士会</li> <li>・岐阜県司法書士会</li> <li>・一般社団法人岐阜県社会福祉士会</li> </ul>

### ■団体ヒアリング結果(主なものを抜粋)

(凡例 ○課題, ●ヒアリング者からの対応案)

- ○自治会等の担い手不足
- ○一人にいくつもの役割が集中

●自治会等への若い人の加入を促進し役割を分 担するとともに、担い手を育成することが必要

- ○地域住民が子どもへの関心が薄い
- ●子どもの見守りや声かけを世代を超えて行い、地域で子どもを育てるという考えが重要

- ○孤立化している高齢者が増加
- ○ごみ出し等が困難な世帯が増加
- ●隣近所や地域で交流を持ち、つながりをつくる ことが重要



## 4 ワークショップからみる岐阜市の現状と課題

### ■ワークショップの概要

・ 「2 アンケート」の調査結果を踏まえて、地域福祉についてのワークショップを以下のとおり 開催しました。

	日時	テーマ	参加人数
第1回	平成 30 年 10 月 10 日(水) 18:30~20:30	地域福祉の理想的な姿とは?	33 人
第2回	平成 30 年 10 月 16 日(火) 18:30~20:00	岐阜市の課題や問題はなに?	35 人
第3回	平成 30 年 10 月 24 日(水) 18:30~20:30	課題解決のためにできること	34 人

・ ワークショップの様子

(第1回)



(第2回)

(第3回)



### ■ワークショップ結果(概要)

(子ども・子育て世帯に関して)

●世代を超えて交流・遊べる場で子どもの居場所づくり

【課 題】少子化の進展、保護者の多忙、遊び場の減少 など

【解決方法】地域の人が子どもを見守り、親も相談できる場づくり など

#### (高齢者に関して)

●高齢化に伴う様々な課題には「行政や民間のサービスの充実」と「交流」が必要

【課 題】高齢化に伴う、老老介護・認知症の増加・ひとり暮らし高齢者の増加・孤立 など

【解決方法】地域での見守りや声のかけ合い など

### (地域活動に関して)

●地域住民の郷土愛の醸成や「お互いさま」の意識向上

【課 題】活動する人の高齢化と担い手不足、自治会加入の減少 など

【解決方法】ボランティア活動を行うきっかけづくり など

### (環境・安全に関して)

●既存のものに新たな活用方法を見出す

【課 題】交通安全の問題、空き家問題、耕作放棄地 など

【解決方法】空き家を地域住民のふれあいの場として活用 など

#### (生活に関して)

●民間との協働と地域での交流

【課 題】買い物難民、公共交通手段が不便、制度や相談窓口がわからない など

【解決方法】スーパーなどの民間事業者との協働 など

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

地域福祉を推進する理想的なまちづくりの姿を、その主体となる市民と、活動を支援する市と市社協が共有できるよう、基本理念を定めます。

### 【基本理念】

手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

本計画では、前計画の基本理念を踏襲し、市民同士、市民と市・市社協とさまざまな地域福祉を担う関係者が互いに「手をつなぎ」、支援を必要とする人はもとより「誰もが」孤立してしまうことなどがないよう、「安心していきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」を市民が「主役」となって取り組んでいきます。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの力(自助)、住民同士の支え合い(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していくことが必要となります。

特に、地域に住んでいる人が困っていることや悩んでいることに対し、住民同士が相互に理解し、協力することで解決しようとする活動や、保健・福祉・医療などのサービス提供のあり方を、住民の立場から利用しやすいように考えていくことを地域社会の役割として進めていきます。

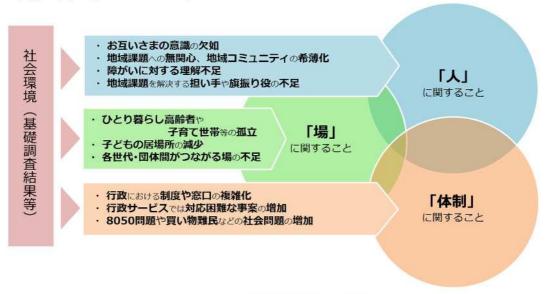
市民と行政、さらに市社協、民間事業者、NPO法人やボランティアなどの協働のもとに、互いに 支え合い、誰もが住み慣れた地域で、あたりまえに生活できるノーマライゼーションの考え方に基 づき、地域福祉を推進していきます。

ノーマライゼーションとは

障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、 そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方

## 2 基本的な考え方

社会環境や基礎調査結果を踏まえ、本市における地域福祉の現状や課題を整理すると、大きく 3つの項目に関連付けられました。



本市における地域福祉の課題

## 3 施策体系

本計画では、地域福祉の課題を「人」、「場」、「体制」という3つの柱に整理し、それぞれの柱から 施策を体系化し、課題の解決を図っていきます。



本計画における施策体系

## 第4章 施策事業

## 1 施策の展開

前章では、「人」、「場」、「体制」の柱ごとに、それぞれ取り組むべき3つの施策を整理しました。

第4章では、各柱に位置付けられた施策ごとに、以下のとおり、【■現状と課題】、【■めざす姿】、 【■具体的な取り組み】を整理し、計画期間における各施策の方向性を示します。

また、【■具体的な取り組み】では、<市・市社協の役割>と<市民に期待される役割>を示すことで、各主体の役割について把握し、連携しながら施策の展開を図っていきます。

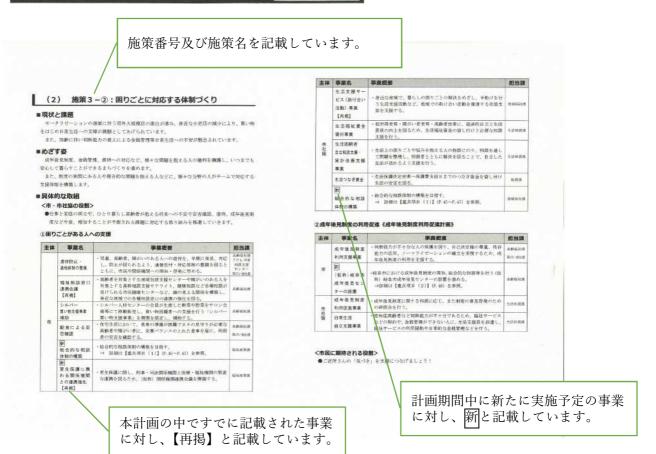
さらに、一部の施策では、コラムとして先進的な取り組みを取り上げることで、先進的な取り組み の広がりを促していきます。

○各施策の見方

施策の柱ごとに対応する SDGs の目標を記載しています。

### 4 3つめの柱 「体制」づくり





## 1つめの柱 「人」づくり







### (1) 施策1-①:知るから始まる人づくり

### ■現状と課題

社会環境の変化に伴い、ライフスタイルや就労形態の多様化が進むなか、医療や介護、障がい福祉 や児童福祉などの社会保障サービスも急速に進展しているため、制度がわかりにくいなどの課題があ ります。

### ■めざす姿

困ったときは「お互いさま」の意識を高めるとともに、地域福祉に関連する制度等への理解を深め、 より多くの人が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に支援・協力する機運を高めていきます。

### ■具体的な取組

### <市・市社協の役割>

●市民への地域福祉事業の浸透を図るため、わかりやすい広報やホームページ、イベントなどの開 催により周知・啓発を進めます。

### ①地域福祉に関する理解と関心を深める機会の創出

主体	事業名	事業概要	担当課
	障がい者理解 啓発推進事業	<ul> <li>・障がいの種別ごとに特性や支援方法をまとめたパンフレットを活用し周知を図ります。</li> <li>・障がい者マークの正しい理解を広め、配慮を促すポスターを活用し、周知を図ります。</li> <li>・障がい者週間にあわせ、障がいのある人への理解を広めるための講演会や交流イベントを開催します。</li> </ul>	障がい福祉課
市	障がい者配慮 促進事業	<ul><li>・地域や学校、企業等における障がい者への配慮の好事例をインターネット等を通じて収集・公表します。</li><li>・企業等からの要請に応じ、障がい者への配慮について助言等を行う「インクルーシブアドバイザー」(障がい者団体関係者、障がい者雇用努力企業経営者、学識者等)を養成し、派遣します。</li></ul>	障がい福祉課
	家族介護教室 事業	・65 歳以上の高齢者の家族に、介護の方法、介護予防、健康づくり等に関する知識及び技術の習得を目的に情報の提供、指導等を行う教室を開催します。	高齢福祉課
市社協	福祉教育推進 事業	・地域での福祉について学ぶ機会として出前講座を充実し福祉教育を進めます。 ・地域や PTA 等からサポートを受け、福祉教育の一環である福祉体験を進めます。	地域福祉課
	市民福祉大会	・岐阜市との共催により、市民の社会福祉に対する理解を深め、 市民参加による福祉のまちづくりの推進を図る。 ・社会福祉功労者の表彰等を行います。	総務課

### ②再犯防止に向けた取り組みの推進 《再犯防止推進計画》

主体	事業名	事業概要	担当課
	社会を明るくする運動	・犯罪や非行をした人の更生についての理解を深め、犯罪や非行 のない住みやすい地域社会を築こうとする「社会を明るくする 運動」に取り組みます。	福祉政策課
	更生保護団体 等への 活動支援	・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援 するとともに、更生保護活動等事業に対する補助金の交付や、 更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。	福祉政策課
市	新 更生保護に携 わる関係機関 との連携強化	・刑事・司法関係機関と保健医療・福祉機関の緊密な連携を図るため、(仮称) 関係機関連携会議を開催し、必要な福祉支援に結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	福祉政策課
	生活困窮者 自立支援 連絡会議	・岐阜保護観察所や岐阜県地域生活定着支援センターも参加する 「生活困窮者自立支援連絡会議」を開催し、相互の連携強化を 図ります。	生活福祉一・二課
	生活困窮者 自立支援制度 の周知	・保護司会や協力雇用主会の総会、岐阜刑務所が主催する受刑者 に対する「社会復帰支援指導」に講師として参加し、生活困窮 者自立支援制度について周知を図ります。	生活福祉一・二課

### ③地域福祉を推進する情報の周知・啓発

主体	事業名	事業概要	担当課
市	市民活動情報収集提供事業	・『「人・情報・活動」を結ぶ交流空間-協働のまちづくりの推進 拠点-』である市民活動交流センターにおいて、市民活動を取 材し、情報を集約するとともに、印刷物の配架や広告媒体、IT を活用した情報発信を行います。	市民活動交流センター
市社協	地域福祉推進フォーラム	・地域住民の視点から、住民参加による地域福祉活動事業について考える場としてフォーラムを開催します。	地域福祉課
	ボランティア養成・研修事業	<ul><li>・ボランティア活動を始めたい方に対してのきっかけづくりとして講座を開催します。</li><li>・ボランティア活動をされている方へ、活動の継続についてや、組織づくりの一助となる講演会などを開催します。</li></ul>	地域福祉課
	社協だより等 の広報	・社協事業に対する理解と認識を高め、市民の福祉活動への参加 を促進するため、広報の充実を図ります。	総務課

### <市民に期待される役割>

- ●相手の立場を思いやり、理解し、寄り添って行動してみましょう!
- ●広報紙などによる市や市社協の情報に関心を持ってみましょう!

### (2) 施策1-②:地域福祉を担う人財づくり

### ■現状と課題

人口減少に加え、少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会構造が大きく変化するなか、地域活動やその運営における役員の負担が増加しており、役員の引き受け手がなくなることが 懸念される中、見守りや助け合いを行う地域福祉同様に、担い手の確保や育成が課題となっています。

### ■めざす姿

「施策1-① 知るから始まる人づくり」から一歩進み、より多くの人が地域活動の担い手として活躍するまちづくりを進めます。

### ■具体的な取組

### <市・市社協の役割>

●地域福祉の推進を図るため、地域活動の必要性を周知し、活動の担い手の育成に取り組んでいきます。

### ①地域福祉に関する人材育成講座の開催

主体	事業名	事業概要	担当課
	認知症 サポーター等 養成事業	・地域、職域、学校等において、認知症への理解を深め、見守り 方法を学ぶ講座を実施します。	高齢福祉課
市   	支え合い活動 実践者 養成事業	・「支え合い活動を担う人材の養成」の具体的な取り組みとして、 地域の支え合い4機能(「仲間づくり」「課題発見」「見守り」「助 け合い」)を高めるため、地域福祉活動の運営ノウハウが習得 できる研修を実施します。	高齢福祉課
市社協	地域参加促進事業	・地域において新たな担い手や若年層の地域福祉活動への参加を図るため、世代を問わず、地域での「居場所づくり・生きがいづくり・仲間づくり」を通して地域福祉活動につなげる講座を推進します。	地域福祉課
	ふれあい サロン研修会	・「ふれあい・いきいきサロン事業」の充実・拡大を目指し、サロン活動現場で活用できるレクリエーションの技法などを研修します。	地域福祉課
	担い手の育成と発掘	・今後の地域福祉を担っていく若い世代を担い手として育成・発掘していきます。 ⇒詳細は【重点項目(4)】(P.50)を参照。	地域福祉課

### ②ボランティア人材の育成

主体	事業名	事業概要	担当課
市	市社協 ボランティア センター	・ボランティア活動を身近にするため、ボランティアの普及・啓 発活動を推進します。	地域福祉課
社協 協	ボランティア 相談窓口との 連携	・市内におけるボランティア相談機関である、市民活動交流センターと岐阜市生涯学習センターとの連携を活発化させるため、 窓口連絡会を開催します。	地域福祉課

### <市民に期待される役割>

- ●地域活動の担い手を育成する事業に、興味を持って参加してみましょう!
- ●自らができる地域福祉の活動を実践してみましょう!

### (3) 施策1-③:地域組織・市民団体への活動支援

### ■現状と課題

地縁的なつながりの希薄化により、地域の活性化や地域課題の解決に取り組む団体の存続が課題となっています。

### ■めざす姿

各種団体が持つ技能や特性を生かし、ともに力を合わせ、地域課題の解決を図ります。

### ■具体的な取組

### <市・市社協の役割>

●福祉活動に取り組む地域組織や市民団体、新たな活動を立ち上げる団体を支援します。

### ①福祉活動に取り組む地域組織・市民団体への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障害者各種 団体助成	・障がいのある人の福祉の向上に向けた活動団体を支援します。 ・障がいのある人の社会参加の促進支援を図るとともに、スポー ツ大会への補助を行います。	障がい福祉課
	老人クラブ 運営補助	・地域高齢者の健康づくり、介護予防活動を推進する老人クラブ を支援します。	高齢福祉課
	社協支部への 支援	・社協支部が行う地域福祉活動の充実を図るため、支部事業を支 援します。	地域福祉課
	地域福祉 コーディネーター の配置	・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	地域福祉課
市社協	支え合い マップづくり 推進事業	・支え合いマップ作成過程に様々な人が参画することにより、地域の問題の共有化、問題解決のための方策の検討、実践のため のネットワーク・仕組みづくりを行う社協支部を支援します。	地域福祉課
協	地域福祉推進 研修会	・地域住民がお互いに支え合うとともに、関係機関・団体と協働 し合えるネットワークづくりを推進するため、研修会を開催し ます。	生活相談課
	地域福祉推進 フォーラム 【再掲】	・地域住民の視点から、住民参加による地域福祉活動事業につい て考える場としてフォーラムを開催します。	地域福祉課
	赤い羽根共同 募金運動	・地域のために福祉活動をしている団体への支援運動となる共同 募金活動を推進します。	地域福祉課

### ②新たな活動を立ち上げる地域組織・市民団体への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	日常生活圏域 協議体設置 事業	・地域資源や地域課題の洗い出しを行うとともに、地域住民が主体となって課題を解決するための意思統一を行うため、地域の関係者が集まって生活支援・介護予防サービスの体制整備を考える場を設置します。	高齢福祉課
	支え合いの 仕組みづくり 推進事業	・日常生活圏域協議体で協議され、生活支援サービス創出に向け 意思統一された課題に対して、解決に向けての活動の推進役と して生活支援コーディネーターを配置します。	高齢福祉課
	地域力 UP セミナー	・地域の中で活躍できる人材を発掘・養成し、継続的に地域のまちづくり活動が展開できるよう、地域活動にすぐに活かせる実践的な講座を行います。	市民活動 交流センター
市社協	地区地域福祉 活動計画策定 支援事業	・地域が抱える課題を地域の人と共有し、課題解決を図るため、 地区地域福祉活動計画の策定を支援します。	地域福祉課
	新 社会福祉法人 連携・協働の 基盤づくり	・社会福祉法人の持つ社会資源を持ち寄り、地域課題を解決するための取り組みを検討する社会福祉法人連絡会を設立します。 ⇒詳細は【重点項目(3)】(P.49)を参照。	地域福祉課
	地域福祉 コーディネーター の配置【再掲】	・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	地域福祉課
	生活支援サー ビス(助け合い 活動)事業	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う 生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部 を支援します。	地域福祉課

### <市民に期待される役割>

●各種団体の活動に参加してみましょう!

## 2つめの柱 「場」づくり







## (1) 施策2-①:孤立を防ぐ場づくり

### ■現状と課題

身体などに問題があるにもかかわらず、行政サービスを受けないセルフネグレクトや、社会的な孤 立がみられます。人とのつながりの希薄化は、周囲と十分なコミュニケーションが取れずに孤立し、 心を開いて悩みなどを相談できる相手がいないなど、誰にも相談できず、身体状況の悪化や消費者契 約などのトラブルの発生につながることが懸念されます。

### ■めざす姿

顔の見える関係づくりから、互いに助け合う「互助」の再構築により、安心して暮らせるまちづく りを進めます。

### ■具体的な取組

### <市・市社協の役割>

●社会的な孤立を防ぐため、日常的に集える場所や機会の創出を図ります。

### ①高齢者への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	住民主体型 デイサービス等 補助金	・住民が主体となりデイサービスや認知症カフェを開設・運営しようとする団体に、運営費を補助し、家に閉じこもりがちな高齢者等が交流を持つことで、社会的孤立を防止し、介護予防につなげます。	高齢福祉課
市社協	ふれあい・ いきいきサロン 事業	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあい・いきいきサロンを開催し、孤立防止から仲間づくりや生きがいづくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課

### ②障がいのある人への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障害福祉サービス・障害児通所支援	・障がいのある人に居宅や施設において行う介護支援や、生活能力の向上や就労支援などの訓練的支援を提供します。 ・障がい児には、集団生活への適応訓練や、生活能力向上訓練などを提供します。	障がい福祉課
	地域生活支援拠点等整備	・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」等を見据え、 地域での生活を支援するための機能(相談、緊急時の受け入 れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の 体制づくり)を、地域の実情に応じ整備します。	障がい福祉課

### ③子育て世帯への取り組み

主体	事業名	事業概要	担当課
市	子どもの 居場所づくり 事業	<ul><li>・子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。</li><li>・地域のボランティアなどとも連携し、地域の子育て力の向上を図ります。</li></ul>	子ども支援課
	子ども食堂 支援事業	・様々な事情を抱える子どもたちに、食事などを提供する「子ども食堂」を開設する団体を支援し、孤食防止や地域コミュニティづくりなど、子どもの居場所づくりを推進します。	子ども政策課
市社協	子どもの 居場所づくり 事業	・福祉施設との連携により、ひとり親家庭の子ども(小・中学生)が、社会性、自主性を身につけるよう支援していきます。 ・学習支援を実施する他の団体や行政との連携を構築し、支援体制を図ります。	地域福祉課
	子育て支援 サロン事業	・子育て中の親子を対象に、「気軽に相談できる場」、「情報交換ができる場」、「仲間づくりの場」として開催する社協支部を支援します。	地域福祉課

### <市民に期待される役割>

- ●誰もが気軽に集えるよう声かけを行いましょう!
- ●あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションを心がけましょう!

## (2) 施策2-2:生きる力を育む場づくり

### ■現状と課題

平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差(介護・入院が必要な期間)が広がりつつあることから、いつまでも健康で生きがいを持った暮らしへの不安があげられています。

また、経済的な理由や家庭の環境により学びをあきらめざるを得ない状況にある子どもや、就労意 欲を失い社会から孤立する人の増加が懸念されます。

### ■めざす姿

誰もが、いきいきと自分らしく活躍できるまちづくりを目指します。

### ■具体的な取組

### <市・市社協の役割>

●生きがいや将来の夢に突き進む力を育むよう支援します。

### ①生きがいを育む場への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	高齢者大学 事業	・高齢者の知識、教養を深め、生きがいづくりを図るため、ぎふ メディアコスモスにおいて、年1回、健康、歴史など多種多様 なテーマで講座を開催します。	高齢福祉課
	老人健康農園 運営事業	・余暇を利用して作物を栽培し、収穫を通して、高齢者の生きがい・健康づくりを図る老人健康農園を運営します。	高齢福祉課
	生涯学習	・市民が生涯学習で得た知識を主体的に地域に還元することにより、活力ある地域社会の実現を目指すため、各種講座・教室などを、ライフステージに応じて体系化し、生涯学習「長良川大学」として開催します。	男女共生・ 生きがい 推進課

主体	事業名	事業概要	担当課
	ふれあい・ いきいきサロン 事業【再掲】	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあい・いきいきサロンを開催し、仲間づくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
市	地域参加 促進事業 【再掲】	・地域において新たな担い手や若年層の地域福祉活動への参加を 図るため、世代を問わず地域での「居場所づくり・生きがいづ くり・仲間づくり」を通して地域福祉活動につなげる講座を推 進します。	地域福祉課
市社協	地域福祉 · 生活 支援拠点整備 事業	・新たにふれあい・いきいきサロンや生活支援活動を行うための 拠点を整備する経費を支援します。	地域福祉課
	地域福祉·生活 支援拠点運営 費助成事業	・空き家、空き店舗などを活用して、ふれあい・いきいきサロン や社協支部活動の拠点運営を行う社協支部を支援します。	地域福祉課

## ②将来の夢に突き進む力を育む支援

主体	事業名	事業概要	担当課
市	社会的居場所づくり事業	・人との関わりが苦手で生活が困窮している人を対象に、軽作業 などの職業体験を通して、自己肯定感の醸成を図る社会的な居 場所を提供します。	生活福祉一・二課
	寄り添い型 学習支援事業	・養育環境や学力の遅れなどの問題を抱え、生活に困窮している 世帯の小中高生等を対象に、健全な育成と自己肯定感を育むた め、学習支援を行います。	生活福祉一・二課
	子どもの 生活·学習支援 事業	・ひとり親家庭の居宅等において、子どもの生活及び学習に関する相談の対応、基本的な生活習慣の習得の支援及び生活の指導、学習習慣の定着その他の学習の支援を行います。	子ども支援課

## <市民に期待される役割>

●普段の生活の中に楽しみや生きがいを持つよう心がけましょう!

# (3) 施策2-③:人の交流・つながる場づくり

# ■現状と課題

各世代間や、団体同士でつながる場や機会が少なく、世代間の断絶や地域における関係性の喪失が 危惧されています。

# ■めざす姿

家族や親族などの血縁はもとより、様々な交流やふれあいの場などでの新たなつながりを拡大し、 社会のつながりがより強固なまちづくりを進めていきます。

### ■具体的な取組

#### <市・市社協の役割>

●地域の人の交流を通し、心をつなげ、活動が共鳴し合う「つながる場」としての取り組みや施設 の運営を推進します。

#### ①交流の促進

主体	事業名	事業概要	担当課
市	三世代交流 促進事業	・高齢者の生きがいを推進するとともに、未来を担う子ども達へ 地域文化を伝承したり、スポーツ活動を通じ、三世代の交流を 図ります。	高齢福祉課
t ()	岐阜市型 コミュニティ・スクール 推進事業	・地域に愛着を持つ子ども達を育成するため、子ども達が地域の 人々と触れ合うなど、子ども達が新たなコミュニケーションを 図る場や機会の創出を図ります。	学校指導課
	三世代交流 事業	・地域の三世代が参加できるウォーキング大会や餅つき大会など の交流事業を推進します。	地域福祉課
	ふれあい・ いきいきサロン 事業【再掲】	・歩いて気軽に集うことができる公民館などで、定期的にふれあいいいきいきサロンを開催し、孤立防止から仲間づくりを推進する社協支部を支援します。	地域福祉課
市	子育て支援 サロン事業 【再掲】	・子育て中の親子を対象に、「気軽に相談できる場」、「情報交換ができる場」、「仲間づくりの場」として開催する社協支部を支援します。	地域福祉課
社 協	福祉教育推進事業【再掲】	<ul><li>・地域での福祉について学ぶ機会として出前講座を充実し福祉教育を進めます。</li><li>・地域や PTA 等からサポートを受け、福祉教育の一環である福祉体験を進めます。</li></ul>	地域福祉課
	ボランティア 養成・研修事業 【再掲】	<ul><li>・ボランティア活動を始めたい方に対してのきっかけづくりとして講座を開催します。</li><li>・ボランティア活動をされている方へ、活動の継続についてや、 組織づくりの一助となる講演会などを開催します。</li></ul>	地域福祉課

### ②交流の場の運営管理

主体	事業名	事業概要	担当課
	老人福祉センター	・高齢者を対象に教養・健康講座の開催、サークル活動の場の提供、生活・健康相談を行います。	高齢福祉課
	生涯学習 センター	<ul><li>・市民の生涯学習の推進を図るため、生涯学習センターの適切な 運営管理を行います。</li></ul>	男女共生・ 生きがい 推進課
	コミュニティセンター	・地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に 寄与するため、コミュニティセンターの適切な運営管理を行い ます。	男女共生・ 生きがい 推進課
市	青少年会館	・青少年の活動拠点として、また、青少年育成団体の活動拠点と して、青少年会館の運営管理を行います。	青少年教育課
	公民館活動事業	・市が設置する公民館において生涯学習や社会教育活動の振興の ため、公民館講座の企画・運営や、クラブ・サークルの育成・ 助言、公民館活動の地域への啓発、公民館施設の維持管理等を 行います。	社会教育課
	自治公民館の 助成	・地域における社会教育・生涯学習活動やコミュニティ活動の場 として、地域活動の振興を図るため、自治公民館の建設及び修 繕に対して補助します。	社会教育課
市社協	岐阜市民福祉 活動センター	・福祉活動を目的とした会議や研修に利用できる会議室の貸し出しなどセンターの運営管理を行います。	総務課

#### <市民に期待される役割>

- ●地域で実施される交流の場などに積極的に参加し、多くの人とのつながりを持ちましょう!
- ●知り合いの人を交流の場に誘い、つながりの輪を広げていきましょう!

# 4 3つめの柱 「体制」づくり



# (1) 施策3-①:身近な相談窓口の充実

#### ■現状と課題

市民ニーズの多様化により、支援機関も複数になるなど、対応する窓口が複雑化することが利用を 遠ざけるなどの課題があげられます。

### ■めざす姿

支援を必要とする人が、スムーズに支援を受けられることで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### ■具体的な取組

#### <市・市社協の役割>

- ●地域の中で相談できる環境の整備を進めます。
- ●支援を必要とする人にアプローチする体制の構築を図っていきます。

#### ①各種相談窓口の充実

主体	事業名	事業概要	担当課
	市民健康 センター・ ふれあい 保健センター	・市民の健康の維持・増進を図るため、生涯を通じた市民からの 健康相談等を受けるとともに、地域の自主的な健康づくり活動 と協働する拠点として、市民健康センター、ふれあい保健セン ターを運営します。	健康増進課
	福祉相談窓口連携会議	・高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がいのある人を 対象とする基幹相談支援サテライト、健康相談など各種相談が 受けられる市民健康センターなど、顔の見える関係を構築し、 身近な地域での各種相談窓口の連携の強化を図ります。	高齢福祉課
市	地域包括支援 センターの 機能強化	<ul><li>・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の様々な相談窓口として設置します。</li><li>・地域包括支援センターの抱える困難事例に後方支援や助言、あわせて、高齢者を地域で支えるシステムの構築を推進するため、機能強化型地域包括支援センターを設置します。</li></ul>	高齢福祉課
	子ども・若者 総合支援 センター	・日常生活を営むなかで様々な悩みや困難を抱える子どもや若者に、発達段階や生活環境に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、子どもや若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図るため、子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」を運営します。	子ども·若者 総合支援 センター
	基幹相談支援 事業	・障がいのある人や保護者、介護をする人などの総合的、専門的な相談に応じ、情報の提供や助言、援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。	障がい福祉課

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	生活支援サー ビス(助け合い 活動)事業 【再掲】	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う 生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部 を支援します。	地域福祉課
協   	ふれあい 福祉センター 事業	・家庭などでの困りごとや心配ごとの相談に応じる心配ごと相談 事業を実施します。	生活相談課

### ②見守り活動からつながる相談窓口

主体	事業名	事業概要	担当課
市	愛の一声運動 推進員 設置事業	・ひとり暮らしの高齢者・身体障がい者の日常生活を見守り、安 否を確認し、孤独感を癒すため、民生委員・身体障害者相談員 の推薦により市長が委嘱した推進員が訪問し、安否確認を行い ます。	高齢福祉課 障がい福祉課
市社協	福祉委員活動 支援事業	・身近な地域における、支援を必要とする人への気づきや地域課題の発見、福祉情報の伝達を行う福祉委員を設置し、民生委員等との連携や協力体制づくりを推進します。	地域福祉課
	ひとり暮らし 高齢者 愛の電話訪問	・電話によるひとり暮らし高齢者の体調や心配ごとなどを伺い、 安否確認を行います。	生活相談課

### ③支援を必要とする人がスムーズに相談できる体制の整備

主体	事業名	事業概要	担当課
	民生委員 · 児童委員	・市内の各地域に民生委員・児童委員が適切に配置されることにより、身近なところで総合的な福祉相談が受けられる体制を整備します。	福祉政策課
市	身体·知的 障害者相談員事業	・障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう支援する ため、身体・知的障害者相談員を配置し、福祉事務所等関係機 関と連絡をとりながら本人や保護者等からの相談に応じ、必要 な助言・指導を行います。	障がい福祉課
市社協	子どもの 居場所づくり 事業【再掲】	<ul><li>・福祉施設との連携により、ひとり親家庭の子ども(小・中学生)が、社会性、自主性を身につけるよう支援していきます。</li><li>・学習支援を実施する他の団体や行政との連携を構築し、支援体制を図ります。</li></ul>	地域福祉課
	地域福祉 コーディネーター の配置【再掲】	・社協支部での地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民が福祉活動を行う際の調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	地域福祉課

### <市民に期待される役割>

- ●自分が問題に感じていることを周囲に伝え、手助けを求めましょう!
- ●手助けを求められたときは、身近な相談窓口につなげましょう!

# (2) 施策3-②:困りごとに対応する体制づくり

### ■現状と課題

モータリゼーションの進展に伴う郊外大規模店の進出が進み、身近な小売店の減少により、買い物をはじめ日常生活への支障が課題としてあげられています。

また、加齢に伴い判断能力の衰えによる金銭管理等日常生活への不安が懸念されています。

#### ■めざす姿

成年後見制度、金銭管理、虐待への対応など、様々な問題を抱える人の権利を擁護し、いつまでも 安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人などに、様々な分野の人がチームで対応する 支援体制を構築します。

### ■具体的な取組

#### <市・市社協の役割>

●仕事と家庭の両立や、ひとり暮らし高齢者が抱える将来への不安や安否確認、虐待、成年後見制度など今後、増加することが予測される課題に対応する取り組みを推進していきます。

#### ①困りごとがある人への支援

主体	事業名	事業概要	担当課
	虐待防止・ 通報体制の整備	・児童、高齢者、障がいのある人への虐待を、早期に発見、対応 し、防止が図られるよう、通報受付・対応体制の整備を図ると ともに、市民や関係機関への周知・啓発に努めます。	高齢福祉課 子ども・若者 相談支援 センター 障がい福祉課
	福祉相談窓口 連携会議 【再掲】	・高齢者を対象とする地域包括支援センターや障がいのある人を 対象とする基幹相談支援サテライト、健康相談など各種相談が 受けられる市民健康センターなど、顔の見える関係を構築し、 身近な地域での各種相談窓口の連携の強化を図ります。	高齢福祉課
	シルバー 買い物支援事業 補助	・シルバー人材センターの会員が生産した野菜や惣菜をサロン会場等にて移動販売し、買い物困難者への支援を行う「シルバー買い物支援事業」を期間を限定し、補助します。	高齢福祉課
市	配食による 安否確認	・在宅生活において、食事の準備が困難で日々の見守りが必要な 高齢者や障がい者に、栄養バランスのとれた食事を届け、利用 者の安否を確認します。	高齢福祉課障がい福祉課
	新 総合的な相談 体制の構築	・総合的な相談体制の構築を目指します。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】(P.45~P.47)を参照。	福祉政策課
	新 更生保護に携 わる関係機関 との連携強化 【再掲】	・刑事・司法関係機関と保健医療・福祉機関の緊密な連携を図るため、(仮称) 関係機関連携会議を開催し、必要な福祉支援に結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	福祉政策課
	新 ひきこもり家族 支援連携強化	・ひきこもり家族支援の一環としてグループミーティングを実施 します。ひきこもりへの対応方法などについて学ぶ機会としま す。	地域保健課

主体	事業名	事業概要	担当課
	生活支援サー ビス(助け合い 活動)事業 【再掲】	・身近な地域で暮らしの困りごとの解決をめざし、手助けを行う 生活支援活動など、地域での助け合い活動を推進する社協支部 を支援します。	地域福祉課
	生活福祉資金 貸付事業	・低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に、経済的自立と生活 意欲の向上を図るため、生活福祉資金の貸し付けと必要な相談 支援を行います。	生活相談課
市社協	生活困窮者 自立相談支援: 家計改善支援 事業	・生活上の困りごとや悩みを抱える人の相談にのり、相談を通し て問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した 生活が送れるよう支援を行います。	生活相談課
	生活つなぎ資金	・生活保護決定世帯へ保護費支給日までのつなぎ資金を貸し付け 生活の安定を図ります。	総務課
	新 総合的な相談 体制の構築	・総合的な相談体制の構築を目指します。 ⇒ 詳細は【重点項目(1)】(P.45~P.47)を参照。	地域福祉課

## ②成年後見制度の利用促進《成年後見制度利用促進計画》

主体	事業名	事業概要	担当課
	成年後見制度 利用支援事業	・判断能力が不十分な人の保護を図り、意思決定の支援、自発的 意思の尊重、ノーマライゼーションの確立、身上保護、身上監 護を実現するため、成年後見制度の利用を支援します。	高齢福祉課障がい福祉課
市	新 (仮称)岐阜市 成年後見セン ターの設置	・岐阜市における成年後見制度の周知、総合的な相談等を行う(仮称) 岐阜市成年後見センターの設置を進めます。 ⇒詳細は【重点項目(2)】(P.48)を参照。	高齢福祉課
市	成年後見制度 利用促進事業	<ul><li>・成年後見制度に関する相談に応じ、また制度の普及啓発のため の研修会を行います。</li></ul>	生活相談課
市 社 協	日常生活自立支援事業	・認知症高齢者など判断能力が不十分であるため、福祉サービス などの契約や、金銭管理ができない人に、生活支援員を派遣し、 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。	生活相談課

## <市民に期待される役割>

●ご近所さんの「気づき」を支援につなげましょう!

# (3) 施策3-③:災害時など緊急時の助け合いの体制づくり

### ■現状と課題

地域社会における地縁的なつながりの希薄化により、自然災害や緊急時の対応が懸念されています。

### ■めざす姿

普段から、支援を必要とする人の情報を支援関係者で共有し、万が一に備える体制づくりを進めます。

### ■具体的な取組

#### <市・市社協の役割>

- ●普段からの見守り活動を充実させ、災害時にも助け合える環境づくりを推進します。
- ●万が一に備え、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人の支援体制づくりを推進します。

#### ①地域の防災力を高める

主体	事業名	事業概要	担当課
市	災害時の避難 支援体制作り	・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人 などを支援するため、あらかじめ支援者を決める個別計画の策 定などにより支援体制づくりを推進します。	防災対策課
	家庭・地域と 連携 した 防災 教育推進事業	・学校と家庭・地域が連携して行う防災教育をさらに推進し、防 災に関する情報や知恵を共有し、校区の防災力を高めるため、 家庭や地域を巻き込みながら防災教育を実施します。	学校指導課
市社協	支え合い マップづくり 推進事業 【再掲】	・支え合いマップ作成過程に様々な人が参画することにより、地域の問題の共有化、問題解決のための方策の検討、実践のためのネットワーク・仕組みづくりを行う社協支部を支援します。	地域福祉課
	緊急医療情報 キット(命のバ トン)普及事業	・「災害時」や「日常の緊急時」に対応するため、自らの医療情報や緊急連絡先等を命のバトンとして冷蔵庫等に保管することで、救助者が迅速かつ適切な対応ができるよう地域全体で取り組む社協支部を支援します。	地域福祉課

### ②万が一への対応

主体	事業名	事業概要	担当課
市	新 Net119 緊急通報シス テム	・会話に不自由な聴覚・言語障がい者がいつでも、どこからでもスマートフォン又は携帯電話の簡単な操作により、音声によらない緊急通報を行えるシステム「Net119」を導入します。	指令課
	緊急通報体制 支援事業	・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人が、急病や災害等の緊急 時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置し ます。	高齢福祉課障がい福祉課
市社協	災害時における ネットワーク づくり	<ul> <li>・地域活動団体や社協支部などへ災害ボランティアセンターなどの情報を発信し、それら団体を巻き込んだ体制・環境づくりを進めます。</li> <li>・災害ボランティア養成講座受講者とのつながりを保つため、災害ボランティアのつどいなどの講座を開催します。</li> </ul>	地域福祉課

### <市民に期待される役割>

- ●近所に住む高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人を把握しましょう!
- ●食品、飲料水など生活必需品の備蓄や避難場所の確認など、普段から災害への備えを意識しま しょう!

# 第5章 重点施策

# 1 重点施策

本計画の策定に向け、平成30年度に実施した基礎調査を基に、岐阜市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)における審議を経て、社会環境の変化を踏まえた「困りごとを受け止める体制づくり ~地域共生社会の推進に向けて~」を重点施策と位置付けます。

超高齢社会や核家族化の進展、8050 問題のような複数の分野にまたがる問題を抱える世帯の増加など、地域福祉を取り巻く環境は多様化かつ複雑化しております。こうした中、地域の人が抱える困りごとを、団体や行政の垣根を越え、地域が一体となって受け止め、解決に向けて取り組む体制を作り上げるため、次に掲げる4つの重点項目を推進していきます。

#### [重点項目]

- (1) 困りごとに対し、社会全体で支える総合的な相談体制の構築
  - ・・・施策3-② 困りごとに対応する体制づくり
- (2) 成年後見制度の利用促進を図る (仮称) 岐阜市成年後見センターの設置
  - ・・・施策3-② 困りごとに対応する体制づくり
- (3) 社会福祉法人の専門性・情報・場所を地域で活かす社会福祉法人連携・協働の基盤づくり
  - ・・・施策1-3 地域組織・市民団体への活動支援
- (4)地域福祉を支える担い手の育成と発掘
  - ・・・施策1-② 地域福祉を担う人財づくり

# 2 重点項目

# (1)総合的な相談体制の構築

### ■現状の課題

地域に所存する1つの相談拠点で福祉や健康に関するあらゆる相談ができることが望ましい姿なのですが、現状は、以下の図のとおり、地域における相談拠点は、高齢者や障がいなどの分野ごとに拠点が点在し、それぞれが受け持つ対象エリアや、運営者、専門的な役割などが、相談拠点ごとに異なっています。



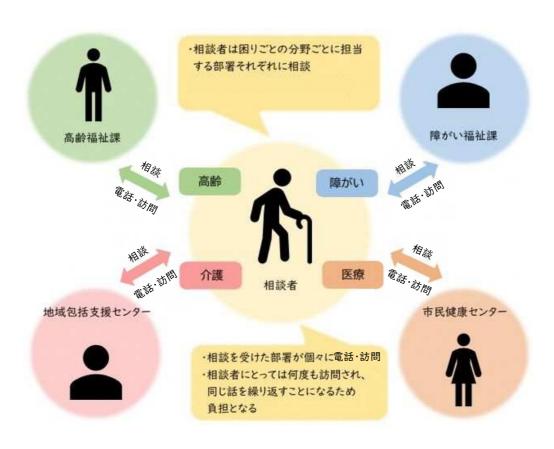
相談拠点の市内分布図

また、市における相談体制は、相談の内容により窓口が細分化されており、それぞれの窓口において、 担当が対応しています。担当が細分化されていることにより、相談者の困りごとが複数の部署にまたが る場合、現在の仕組みでは、相談者への負担が大きくなります。具体的には、相談者は、窓口に合わせ た内容を、それぞれの窓口で相談しなければならないことや、相談した部署が、それぞれに相談者を訪 問し、何度も同じ話をしなければならないなど、相談者への負担が考えられます。

こうした相談者の負担軽減を図るため、相談者が身近な相談拠点に困りごとを相談することで、相談 を受けた相談拠点が関係のある機関や部署につなぎ、相談者を支援する仕組みを構築していきます。

相談内容のつなぐ先には、行政が委託している地域包括支援センター、基幹相談支援サテライトと市内に 50 の支部を持つ市社協などを想定していますが、場合によっては、警察や司法関係との連携も視野に入れています。

本市では、関係機関との連携を強化することにより、地域の人が抱える困りごとに対し、地域社会全体で支える仕組みを構築していきます。



体と心に障がいのある高齢者への対応に各部署が個別に対応

### ■総合的な相談体制構築に向けて

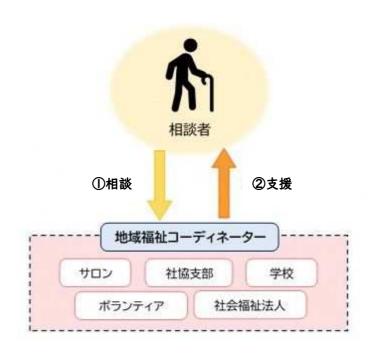
# ~ 第1段階 「ファーストタッチの土台づくり(令和2年度)」~

まず、第1段階では、地域で活動する地域福祉コーディネーター(市社協)の相談体制を整えるとと もに、市における福祉と健康に関わる部署の連携を図ります。相談者の住む地域と行政の相談を受ける 窓口の充実を推進していきます。

#### (地域で相談を受ける体制の整備)

これまで、地域福祉コーディネーターは、主に、地域で行われるサロンの開催や各市社協支部の活動 支援を実施してきました。今後は、地域福祉コーディネーターがこれまでの活動から得たノウハウを活 かし、地域の実情を踏まえ、多様な地域資源を活用することで、地域の人が抱えるニーズの解決を支援 していきます。

例えば、ひきこもりがちで、地域との関わりが希薄なひとり暮らし高齢者(以下のイメージ:①相談)に対し、地域福祉コーディネーターは、社協支部が地域で開催しているサロン会場への橋渡し役となり(②支援)、相談者からの課題の解決を目指していきます。



地域福祉コーディネーターのイメージ

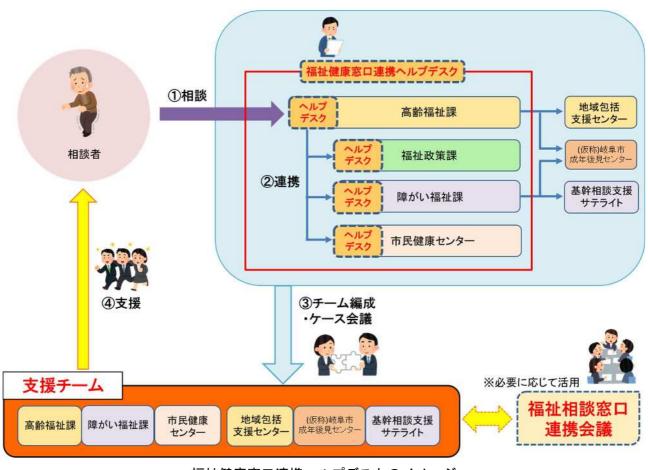
#### (行政における相談窓口の充実)

地域福祉コーディネーターの取り組みに加え、市の関係部署による福祉健康窓口連携へルプデスク (以下「ヘルプデスク」という。)の設置を図ります。ヘルプデスクは、複数の部署にまたがる困りごと や地域福祉コーディネーターからの相談を受けた部署 (以下のイメージ:①相談)が、相談者から個人 情報を関係部署に提供することの承諾を得て、相談者の困りごとを共有 (②連携) した上で、支援チームを編成 (③チーム編成・ケース会議) し、相談者に寄り添いながら、支援 (④支援) を図る仕組みとなります。

この取り組みにより、相談者は、関係する部署にそれぞれ訪問する必要がなくなることや、関係する 部署がそれぞれに相談者を訪問するのではなく、支援する側が情報の共有化を図ることで、チームとし て対応することにより、的確な支援につながることが期待できます。

また、相談者への困りごとに迅速な対応が取れるように、関係する部署で、あらかじめ専門の担当につなぐ職員を選出し、選出した職員をヘルプデスク要員としてリスト化し、関係部署がリストを共有することにより、相談者の困りごとを最初にキャッチした部署の担当者が迷うことなく関係部署につなげる仕組みづくりを行っていきます。

また、関係機関の連携強化を図るため、ヘルプデスク要員となる職員同士がつながる場や、関係部署が集まる福祉相談窓口連携会議を活用しながら、担当者の顔が見える関係づくりを進め、相談者にとって負担が少なく的確な支援を受けることができる体制を構築していきます。



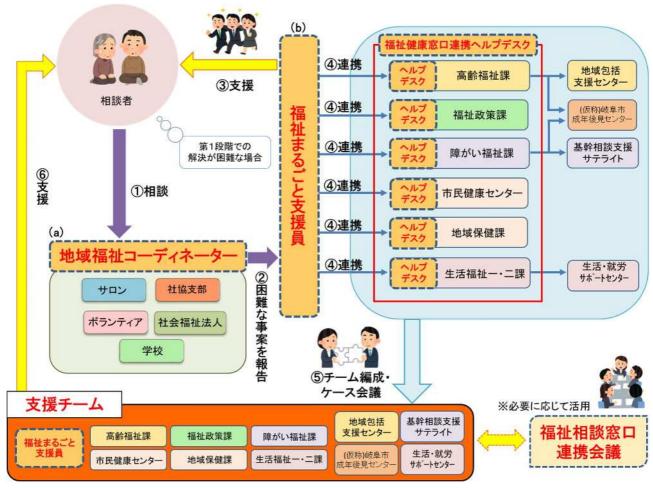
福祉健康窓口連携ヘルプデスクのイメージ

### ■総合的な相談体制構築に向けて

# ~第2段階「困難事例に向けた対応(令和3年度)」~

第2段階では、市内の中央・北部・南部の3圏域ごとに福祉まるごと支援員を設置します。第1段階で設置した地域福祉コーディネーター(以下イメージ:(a))が抱える困難な事案(①相談、②困難な事案を報告)を、福祉まるごと支援員((b))が受け止め、圏域レベルにおける地域資源の活用により解決(③支援)を図ります。

しかし、圏域レベルでの解決が難しく、さらに行政の支援が必要な場合は、第1段階で構築したヘルプデスク(④連携)を活用し、関係部署による支援チームの編成やケース会議の開催調整などを主導(⑤チーム編成・ケース会議)することにより、相談者への切れ目のない支援(⑥支援)を図ります。



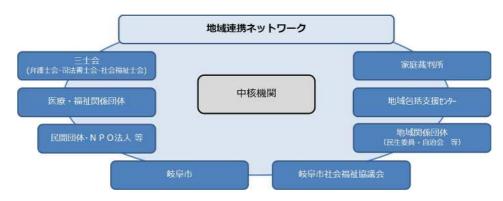
困難事例への対応イメージ

# (2) (仮称) 岐阜市成年後見センターの設置

#### ■背景・目的

団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年問題を目前に、ひとり暮らし高齢者の増加などへの対応の一つとして、判断能力が低下しても身上監護や財産管理などを行う成年後見制度の役割が重要となることから、成年後見制度の周知はもとより、利用の促進を図ります。

成年後見制度の利用促進にあたっては、従来の保健・福祉・医療の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに司法を含めた権利擁護の仕組み(以下「地域連携ネットワーク」という。)を構築し、関係機関の連携による対象者への支援が必要となります。



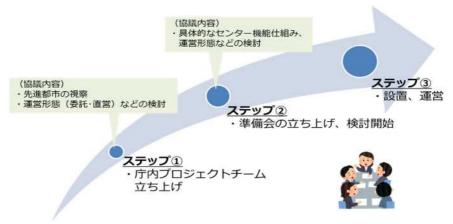
本市における地域連携ネットワークのイメージ

### ■ (仮称) 岐阜市成年後見センター

市においては地域連携ネットワークの中核機関として、(仮称) 岐阜市成年後見センター(以下「センター」という。)を設置し、成年後見制度の周知、総合的な相談等を行います。

ステップ①では、庁内プロジェクトチームを設置し、センターの運営形態などを検討していきます。 ステップ②では、センターの設置に向け、準備会を立ち上げ、専門家の意見等を踏まえながら、具体 的なセンター機能や仕組み、運営形態などを検討します。

そして、ステップ③では、(仮称)岐阜市成年後見センターを運営していきます。



(仮称) 岐阜市成年後見センター設置までのスケジュール

# (3) 社会福祉法人連携・協働の基盤づくり

### ■社会福祉法人連絡会の設立

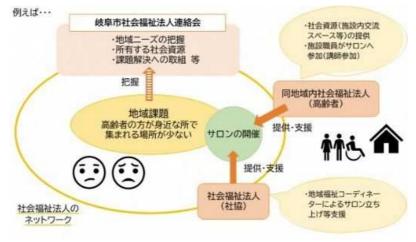
平成 28 年、社会福祉法人の改革が行われ、社会福祉法人は地域福祉の中心的な担い手として、地域における公益的な取り組みが責務とされることとなりました。

地域共生社会の推進に向けて、多様で複雑化する地域生活課題や、制度のはざまにある課題に対して、 地域での包括的な支援体制を築くことが求められています。その一方で、地域にある社会福祉法人は、 それぞれの事業を行う中で、長年培ってきた福祉サービスに関する専門性や施設などの社会資源を持っ ていますが、他の社会福祉法人との連携が確立されていないため、地域のニーズが把握しきれていない 現状があります。そこで、社会福祉法人がつながり、地域のニーズを把握した上で、それぞれの法人の 持つ社会資源を持ち寄り、地域課題を解決するための取り組みを検討する社会福祉法人連絡会を設立し ます。



岐阜市社会福祉法人連絡会のイメージ

例えば、法人間のネットワークを通じて課題やニーズを把握し共有することで、地域内の社会福祉法人が保有する施設スペース等の提供や人材による支援、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターによる活動支援等に繋げることができるようになります。



岐阜市社会福祉法人連絡会が検討する一例

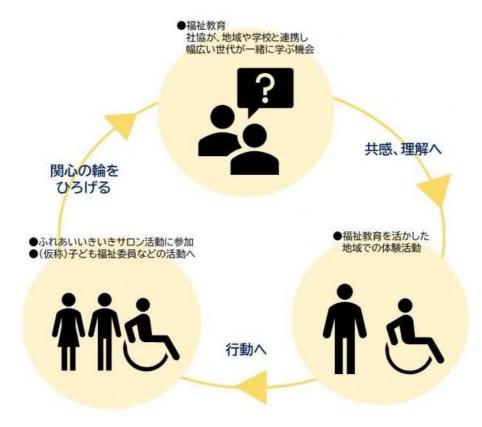
# (4)担い手の育成と発掘

少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化により、見守りや助け合いなどの地域福祉の担い手が減少していることが危惧されています。

今後の地域福祉の担い手となる若い世代の育成を図るため、市社協において、学校向けに地域福祉についてわかりやすくまとめた地域福祉読本の作成や、企業などに向けた福祉体験メニューなど、福祉出前講座を整備し、地域福祉への理解啓発を進め、担い手の育成を推進します。

さらに、学校や地域と協力し、助け合いや見守り活動などを推進する、(仮称)子ども福祉委員を育成し、将来の担い手の拡充を図っていきます。

また、地域で開催するボランティア講座などを活用し、世代を問わず地域福祉に関心を持てる機会を 創出し、担い手の育成を推進し、地域の活動に参加する輪を広げ、学んだことを活かしながら、人材育 成に取り組んでいきます。



担い手の育成と発掘

# 3 重点施策の目指す姿

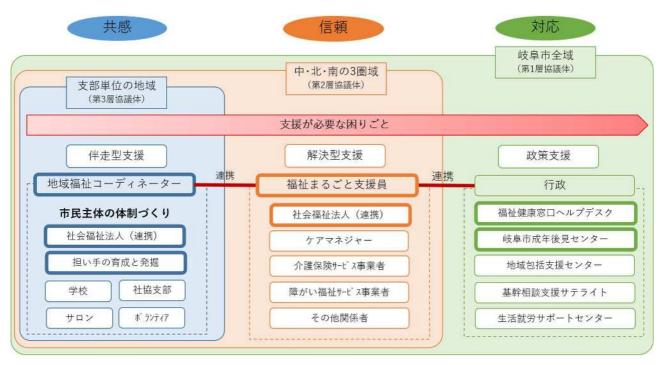
それぞれの重点項目に取り組むことにより、重点施策の目指す姿として、以下のイメージに示す重層 的な支援体制の構築を図っていきます。

具体的には、身近な地域である支部単位の地域において、重点項目(1)における地域福祉コーディネーターや重点項目(3)における社会福祉法人連携、協働の基盤づくり、重点項目(4)における担い手の育成と発掘を中心に、伴走型支援に取り組んでいきます。

また、圏域レベルの地域において、重点項目(1)における福祉まるごと支援員の取り組みを中心に、 解決型支援に取り組んでいきます。

さらに、岐阜市全域において、重点項目(1)における福祉窓口連携へルプデスクや、重点項目(2)における(仮称)岐阜市成年後見センターの設置の取り組みを中心に、政策支援に取り組んでいきます。

こうした重層的な支援体制の構築を目指すことで、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安全に安心 して暮らしていけるようなまちづくりを進めていきます。



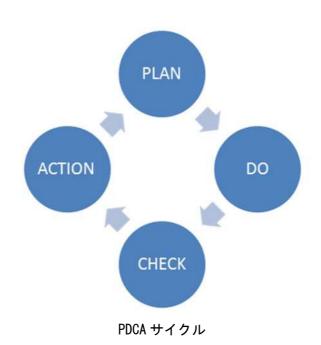
重点施策のめざすイメージ

# 第6章 計画の進捗管理

# 1 進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、「計画」  $(Plan) \rightarrow$  「実行」  $(Do) \rightarrow$  「評価」  $(Check) \rightarrow$  「見直し」 (Act) を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づき実施します。

具体的には、人・場・体制の3つの柱に位置付けた施策事業や重点施策 (Plan) に基づき、毎年度事業を実施 (Do) し、次ページ以降に設定する指標により評価 (Check) することで、岐阜市のめざす姿にどれほど近づいているかを確認し、必要に応じて改善 (Act) しながら計画を推進していきます。



# 2 進捗管理体制

進捗管理にあたっては、毎年度、委員会において、事務局からの評価指標の推移状況等の報告に対する委員からの評価及び検証を行います。

事務局は、市と市社協の事業実施部署から重点施策の実施状況等の報告を受け、評価指標の進行状況を把握し、委員会における委員からの評価及び検証を受けて、必要に応じ施策事業や重点施策の内容を改善します。

# 3 成果指標

3つの柱ごとに施策による成果を定量的に測る指標として、市が毎年実施する市民意識調査の設問の中から、関連する項目を指標として設定し、現状値と比較して評価していきます。

また、重点施策の進捗管理については、4つの重点項目ごとに成果指標を設定した数値目標により、 達成状況を評価していきます。

# (1) 1つめの柱 「人」づくり

#### 【施策】

- 1-① 知るから始まる人づくり
- 1-② 地域福祉を担う人財づくり
- 1-③ 地域組織・市民団体への活動支援

#### 【成果指標と目標値】

成果指標	<b>現状値</b> (平成 30 年度結果)	目標
学生などの若者による活力のあるまちだと思う 人の割合	12. 6%	1
自治会などの地域活動に参加している人の割合	47. 7%	1

# (2)2つめの柱 「場」づくり

#### 【施策】

- 2-① 孤立を防ぐ場づくり
- 2-② 生きる力を育む場づくり
- 2-③ 人の交流・つながる場づくり

#### 【成果指標と目標値】

成果指標	<b>現状値</b> (平成 30 年度結果)	目標
自治会などの地域活動の盛んなまちだと思う人	31. 8%	<b>↑</b>
の割合	31. 070	
困りごとがあったときに相談したり、災害など		
の「いざ」というときに助け合える関係が住ん	52. 7%	<b>↑</b>
でいる地域にある人の割合		

# (3) 3つめの柱 「体制」づくり

#### 【施策】

- 3-① 身近な相談窓口の充実
- 3-② 困りごとに対応する体制づくり
- 3-③ 災害時など緊急時の助け合いの体制づくり

### 【成果指標と目標値】

成果指標	<b>現状値</b> (平成 30 年度結果)	目標
高齢者や障がいのある方にとって暮らしやすい まちだと思う人の割合	37. 6%	1
災害に対して安全なまちだと思う人の割合	47. 0%	1

# (4) 重点項目(1)

重点項目(1)では、第1段階と第2段階の設置目標期限を定めていることから、令和3年度までは 設置の有無を成果指標として掲げます。

第2段階以後は、福祉まるごと支援員への相談件数と主な相談内容等の報告を行います。

## (5) 重点項目(2)

(仮称)岐阜市成年後見センターは設置目標期限を定めていることから、令和 3 年度までは設置の有無を成果指標として掲げます。

センター設置後は、毎年の相談件数及び成年後見制度につなげた実績値の報告を行います。

# (6) 重点項目(3)

社会福祉法人連携、協働の基盤づくりでは、本計画期間の最終年度となる令和 6 年度までに連絡会を通しての新たな連携活用事例創出数を 5 件以上と設定します。ここでは、毎年度の件数を定めるのではなく、最終年度の目標数を設定し、毎年開催する委員会で、法人連携に向けた取り組み状況を報告していきます。

# (7) 重点項目(4)

担い手の育成と発掘では、令和6年度にモデルとなる学校・企業・施設を含む福祉協力団体における取り組みの創出数を5件以上と設定します。ここでは、毎年度の設定数を定めるのではなく、最終年度の目標数を設置し、毎年開催する委員会で、担い手の育成と発掘に向けた取り組み状況を報告していきます。